

広島市PTA協議会 常置委員会・専門委員会・特別委員会規程

第 1 条 広島市PTA協議会会則第11条第4項にもとづき、常置委員会・専門委員会・特別委員会（以下「委員会」という）に必要な事項を定める。

第 2 条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 2名 幹事 2名

第 3 条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 委員長は、会長の依頼により、それぞれの所掌事項について調査研究し役員会に提案するほか、各種事業の企画・立案及び実施に協力する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその代理をする。

(3) 幹事は委員長の指示により、委員会の庶務及び議事録の作成保存にあたる。

第 4 条 専門委員会役員は委員の互選とする。

2 特別委員会の委員長は会長が任命し、副委員長、幹事は委員の互選とする。

第 5 条 委員会の招集は、委員長が行う。

第 6 条 特別に必要なときは、理事会の議決により特別委員会を置くことができる。

第 7 条 委員会の運営詳細は、役員会の議決を経て別に定める。

第 8 条 常置委員会及び専門委員会の活動内容は、次のとおりとする。

委 員 会	活 動 内 容
総務委員会	総務, 財政, 会則, 諸規則, 諸規定, 事務局 他
教育問題委員会	研究大会, 成人教育, 学校教育, 進路指導, 学区 他
厚生・環境対策委員会	健全育成, 環境浄化, 校外指導, 安全, 保健 他
広報委員会	広報活動及びPTA活動資料の作成に関する事
母親委員会	PTA女性会員としての実践活動の調査研究, 情報交換及び指導者養成に関する事
父親委員会	諸活動の調査研究, 情報交換, PTA活動の活性化に関する事
特別委員会	

(附 則)

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年6月10日第4条一部改正、同日施行する。

3 平成6年2月25日一部改正、平成6年度定例総会の日から施行する。

4 平成12年2月14日一部改正、同日施行する。(第7条)

5 平成18年6月20日一部改正、同日施行する。(第8条)